

尾花沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 18,787	千円 11,207,585	千円 274,759	千円 2,138,005	% 19.1	% 19.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

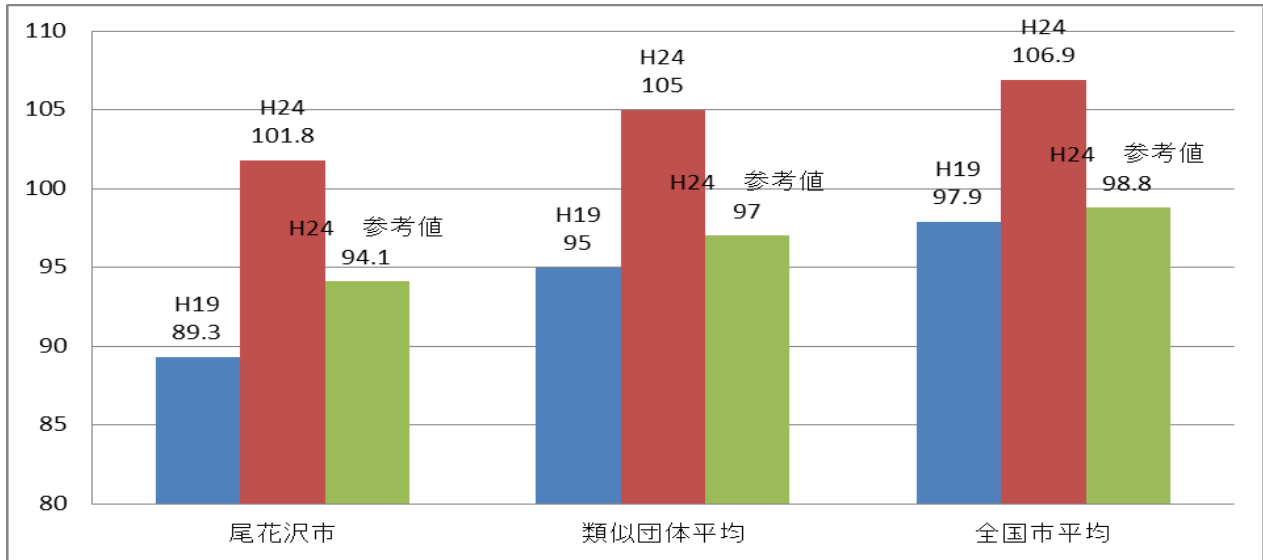
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 242	千円 876,886	千円 146,932	千円 314,279	千円 1,338,097	千円 5,529	千円 5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- 職員数は、平成23年4月1日現在の普通会計のうち、市長・副市長・教育長を除く一般職の人数です。
- 職員手当には退職手当を含みません。
- 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
23年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※尾花沢市は人事委員会を設置していない。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月)		
23年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 尾花沢市においては人事委員会を設置していない。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
尾花沢市	42.1 歳	305,400 円	367,274 円	329,387 円
山形県	44.2 歳	348,900 円	431,200 円	375,900 円
国	42.8 歳	329,917 円 (304,944 円)	—	401,789 円 (372,906 円)
類似団体	43.5 歳	327,709 円	376,378 円	352,805 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 〔A〕	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
尾花沢市	47.1 歳	17 人	288,600円	314,435円	304,961円	—	—	—	—
うち学校給食員	42.3 歳	9 人	270,900円	294,711円	287,904円	調理師	42.0歳	215,800円	1.37
その他給食員	53.6 歳	4 人	293,700円	300,825円	299,013円	調理師	42.0歳	215,800円	1.39
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転手	51.6 歳	4 人	323,500円	372,425円	349,467円	自家用自動車運転者	50.6歳	245,500円	1.52
山形県	44.8 歳	544 人	326,600円	369,500円	347,500円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	285,030円 (270,465円)	—	323,181円 (307,506円)	—	—	—	—
類似団体	49.6 歳	23 人	304,275円	325,815円	315,213円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
尾花沢市	—	—	—
うち学校給食員	4,613,632円	2,935,300円	1.57
その他給食員	4,950,000円	2,935,300円	1.69
うち自動車運転手	5,911,800円	3,478,700円	1.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年～23年の3ケ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
尾花沢市	—	—	—
山形県	—	—	—
類似団体	—	—	—

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
尾花沢市	41.8 歳	301,700 円	357,862 円	323,549 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.8 歳	295,383 円	352,939 円	321,113 円

(注) 1 この数値は地方公務員給与実態調査に基づくものである。

2 「平均給料月額」とは、各職種の職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の合計額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円 163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	140,100 円 133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円 — 円
	中学卒	— 円	125,400 円 — 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	247,600 円	302,500 円	357,500 円
	高校卒	215,500 円	255,600 円	314,000 円
技能労務職	高校卒	200,300 円	234,900 円	271,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

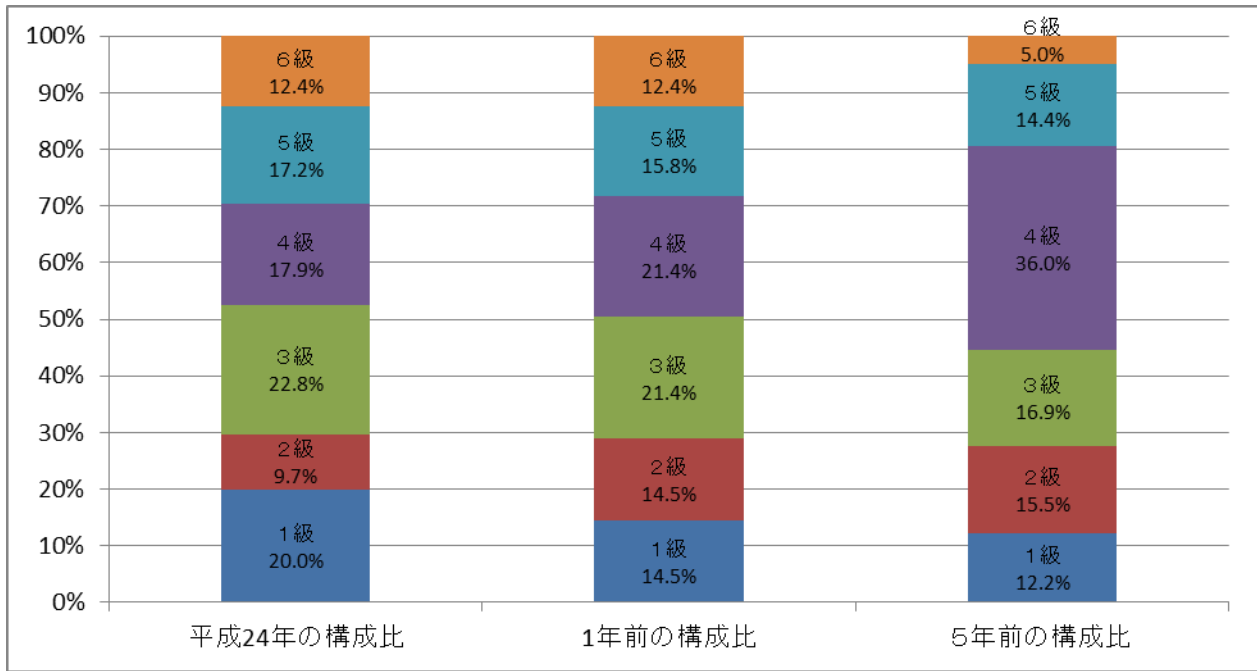
(注) この数値は、地方公務員給与実態調査に基づくものである。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、主幹	18 人	12.4 %
5 級	課長補佐	25 人	17.2 %
4 級	主査、係長、主任	26 人	17.9 %
3 級	係長、主任	33 人	22.8 %
2 級	主事	14 人	9.7 %
1 級	主事	29 人	20.0 %

(注) 1 この数値は、地方公務員給与実態調査に基づくものである。
 2 尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日に、各職員の1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定しています。
 現在、人事評価制度について検討し、今後勤務成績を昇給により反映できる仕組みについて検討していきます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,302 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,534 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40)月分 (0.60)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- (注) 1 この数値は地方公務員給与実態調査に基づくものである。
 2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

検討中

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

尾花沢市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例（2%～20%加算）			定年前早期退職特例（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 23,417 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		2,889 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		240,808 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		4.4 %		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名	主な支給対	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
医務手当	中央診療所に勤務する医師	医務に従事した場合支給	日額	救急診療待機手当：18,000円 救急診療業務手当：18,000円
			月額	○基準額260,000円に1年増すごとに20,000円を加える ○職務の級の区分による月額 (3級：100,000円) (4級：110,000) ○医務手当(所長：200,000円) (医長：120,000円) ○健康診断業務手当(月額)40,000円以内 ○嘱託医師業務手当(月額)100,000円以内
診療業務手当	対象業務に従事した職員	放射線、臨尿検査及び伝染性患者の治療に従事、また死体の処理作業に従事した場合	月額(1,500円) 死体の処理業務1件(500円)	
夜間看護手当	対象業務に従事した職員	深夜における看護勤務に従事した場合	4時間超1回(4,200円) 4時間未満1回(2,000円)	

(注) 支給実績、平均支給年額、支給職員の割合については、医務手当を除く診療業務手当、夜間看護手当を支給した看護師を対象に集計した数値である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	71,460 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	288 千円
支給実績（23年度決算）	58,812 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	243 千円

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	・配偶者13,000円 ・配偶者以外の扶養親族は6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円） ・扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		26,344 千円 (120人)	219,533 円
住居手当	借家：限度額月額27,000円	同じ		8,963 千円 (33人)	271,606 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額2,600円～21,400円	異なる	自動車通勤距離に応じて 限度額 21,400円	11,378 千円 (147人)	77,401 円
管理職手当	・課長・主幹 41,000円	異なる		8,658 千円 (19人)	455,684 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・100分の135	同じ		12,744 千円 (45人)	283,200 円
寒冷地手当	・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ		15,629 千円 (244人)	64,053 円

(注) 職員数は、平成23年4月1日現在の普通会計のうち、市長・副市長・教育長を除く一般職の人数である。

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長 副 市 長	637,000 円 (910,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 389,500 円
		544,000 円 (680,000 円)	800,000 円 / 526,500 円
報 酬	議 長	405,000 円 (420,000 円)	528,000 円 / 274,000 円
	副 議 長	363,000 円 (375,000 円)	449,000 円 / 234,000 円
	議 員	340,000 円 (350,000 円)	409,000 円 / 220,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(24年度支給割合) 給料月額に40%を加算した額に 2.93 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 報酬月額に40%を加算した額に 2.93 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.567 給料月額×在職月数×0.331	(1期の手当額) 2,476万円 1,080万円 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

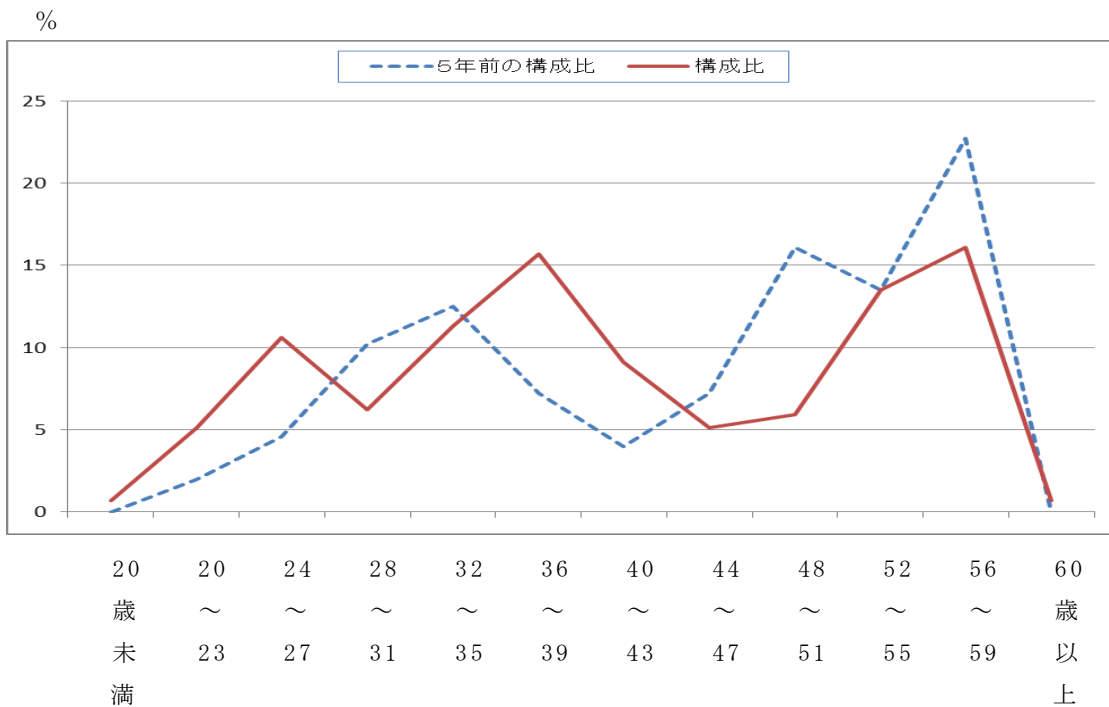
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	部門の変更に伴う増 部門の変更に伴う減 退職者不補充等に伴う減 業務量増加に伴う増
		総 務	49	49	0	
		税 務	14	14	0	
		労 働	0	1	1	
		農 林 水 産	15	15	0	
商 工		9	7	△2		
土 木		15	15	0		
民 生		40	36	△4		
衛 生	16	17	1			
	計	162	158	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.00人)	
	教育部門	33	33	0		
	消防部門	48	49	1	救急業務の増加に伴う増	
	小 計	243	240	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.75人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.75人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	16	18	2	内科診療体制の充実に伴う増	
	水 道	4	4	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	13	13	0		
	小 計	33	35	2		
合 計		276 [363]	275 [310]	△1 [△53]	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.4人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	29人	17人	31人	43人	25人	14人	16人	37人	44人	2人	274人

(注) この数値は地方公務員給与実態調査（教育長を含まない）に基づくものである。

(3) 職員数の推移（平成23年4月1日現在）

(単位：人・％)

部門別	年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政		183	174	176	168	162	158	△13.7
教育		42	38	36	34	33	33	△21.4
警察		0	0	0	0	0	0	0
消防		47	47	47	47	48	49	4.3
普通会計計		272	259	259	249	243	240	△11.8
公営企業等会計計		33	38	34	34	33	35	6.1
総合計		305	297	293	283	276	275	△8.9

(注) この数値は地方公共団体定員管理調査（教育長を含む）に基づくものです。